

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				24	8	9	3	15	17	14	1	1	4	8
徳島県	徳島市	学校教育課	088-621-5414	○	○		○	○	○				○	<a href="http://sv050779/gakko_kyoiku/gaiyo13.html">http://sv050779/gakko_kyoiku/gaiyo13.html</a>
徳島県	鳴門市	教育委員会学校教育課	088-686-8802	○	○	○		○	○					<a href="http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/school/shujakuenio.html">http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/school/shujakuenio.html</a>
徳島県	小松島市	教育委員会学校課	0885-32-3811	○	○		○	○						<a href="http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/site/kyouikuhome/">http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/site/kyouikuhome/</a>
徳島県	阿南市	教育委員会学校教育課	0884-22-3390				○	○						
徳島県	吉野川市	吉野川市教育委員会学校教育課	0883-22-2273	○	○				○					<a href="http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2015061100048/">http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2015061100048/</a>
徳島県	阿波市	教育委員会 学校教育課	(旧)088-696-3967 (新)0883-36-8741	○			○	○						<a href="http://www.city.awa.lg.jp">http://www.city.awa.lg.jp</a>
徳島県	美馬市	教育委員会 教育総務課	0883-52-8010				○	○	○					
徳島県	三好市	教育委員会学校教育課	0883-72-3555	○		○	○	○	○					<a href="http://www.miyoshi.ed.jp/">http://www.miyoshi.ed.jp/</a>
徳島県	勝浦町	教育委員会	0885-42-2515		○									
徳島県	上勝町	教育委員会	0885-45-0111									○		
徳島県	佐那河内村	教育委員会	088-679-2817			○			○					
徳島県	石井町	教育委員会 学校教育課	088-674-7505				○	○		○				
徳島県	神山町	教育委員会	(088)676-1522						○					
徳島県	那賀町	教育委員会	0884-62-1106					○	○					
徳島県	牟岐町	教育委員会	0882-72-0107				○	○						
徳島県	美波町	教育委員会	0884-77-3620				○	○	○					
徳島県	海陽町	教育委員会	0884-73-1246		○		○	○				○		
徳島県	松茂町	松茂町教育委員会 学校教育課	088-699-8719	○	○		○	○	○					<a href="http://www.town.matsushige.tokushima.jp/">http://www.town.matsushige.tokushima.jp/</a>
徳島県	北島町	教育委員会事務局	088-698-9812					○						
徳島県	藍住町	教育委員会	088-637-3128				○	○						
徳島県	板野町	教育委員会	088-672-0136				○	○	○			○	○	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
徳島県	上板町	教育委員会事務局	088-694-6814		○		○	○	○						
徳島県	つるぎ町	つるぎ町教育委員会 学校教育課	0883-62-2331	○	○		○		○						<a href="http://www.town.tokushima-tsurugi.jp/">http://www.town.tokushima-tsurugi.jp/</a>
徳島県	東みよし町	学校教育課	0883-79-3630						○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額		子(その他)の場合の内容		平成25年度準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率		基準額	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の課税	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の免除または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学納金が免除されている者	個人の事業税の免除	固定資産税の免除	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等不自由している者等	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の課税	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の免除または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学納金が免除されている者	個人の事業税の免除	固定資産税の免除	学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等不自由している者等	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他	課税所得等の分類		基準額の時期	目安額		
		該当団体数	11	10	11	9	10	10	6	5	7	9	3	3	8	6	14	3	0	0	10					
徳島県	徳島市														○					○	1.2	その他	その他	300	20%未満	
徳島県	鳴門市																○				1.2	課税所得	前年度	292	10%未満	
徳島県	小松島市																			○					15%未満	
徳島県	阿南市														○						1.3	その他	その他	304	20%未満	
徳島県	吉野川市															○					1.2	課税所得	前年度	364	15%未満	
徳島県	阿波市																			○					15%未満	
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	当該年度	243	20%未満	
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	237	15%未満	
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	279	15%未満	
徳島県	上勝町															○					1.3	その他	当該年度	267	20%未満	
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	275	10%未満	
徳島県	石井町																				1.3	課税所得	前年度	279	15%未満	
徳島県	神山町																○				1.3	課税所得	前年度	230	15%未満	
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	287	15%未満	
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	295	15%未満	
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					20%未満	
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15%未満	
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	301	20%未満	
徳島県	北島町																○				1.3	課税所得	前年度	280	10%未満	
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	261	20%未満	
徳島県	板野町															○					1.3	課税所得	前年度	280	20%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額		
徳島県	上板町																			○							準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し」を利用。	15%未満
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○								○						○							準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し」を利用。	20%未満
徳島県	東みよし町																			○							住民税課税等認定基準とするが、生活保護基準額を参照して、民生委員の意見等や世帯の勤労者等世帯の状況等(健康、失業)を参考として審査委員会において判断する。	10%未満

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
	該当団体数	2	0	9	0	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
徳島県	徳島市		○																							
徳島県	鳴門市																									
徳島県	小松島市					○																				
徳島県	阿南市																									
徳島県	吉野川市																									
徳島県	阿波市																									
徳島県	美馬市	○					○		○																	
徳島県	三好市			○																						
徳島県	勝浦町																									
徳島県	上勝町	○					○			○																
徳島県	佐那河内村										○															
徳島県	石井町										○															
徳島県	神山町			○																						
徳島県	那賀町			○																						
徳島県	牟岐町			○																						
徳島県	美波町																									
徳島県	海陽町																									
徳島県	松茂町			○																						
徳島県	北島町			○																						
徳島県	藍住町			○																						
徳島県	板野町			○																						

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
徳島県	上板町																					
徳島県	つるぎ町																					
徳島県	東みよし町																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況等を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援		ケ. その他	
	該当団体数	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島県	徳島市																							
徳島県	鳴門市			○																				
徳島県	小松島市																							
徳島県	阿南市																							*基準額の特異を要 *単年保護児童生徒を認定する際、特別支援教育就学奨励費補助金と同様に、平成24年12月末日現在の生活保護基準を用いて需要額を決定する。
徳島県	吉野川市			○																				
徳島県	阿波市																							
徳島県	美馬市																							
徳島県	三好市																							
徳島県	勝浦町			○																				対象となる者が生じなかった。
徳島県	上勝町																							
徳島県	佐那河内村																							基準額の特異を変更
徳島県	石井町																							平成24年度は単年保護児童基準における係数を算出するのではなく、申請者全員を対象に基準額の特異を前年度に設定し、生活扶助基準の見直しの影響を受けないように対応した。
徳島県	神山町																							
徳島県	那賀町																							
徳島県	牟岐町																							
徳島県	美波町																							
徳島県	海陽町																							
徳島県	松茂町																							
徳島県	北島町																							
徳島県	藍住町																							質問については対象児童生徒が居ないため「影響なし」とした。
徳島県	板野町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																問C 補足事項等									
		問B-1 認定基準額を下げたか						問B-2				問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)							問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げていない	影響なし	検計中	その他		生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認	イ.学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ.25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材	ウ.貧困対策に関する資向上のための教職員研修		エ.福祉担当部局等と連携した取組	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の負担軽減事業	キ.子供医療費助成制度	ク.対象者への手厚い支援	ケ.その他			
徳島県	上板町																										
徳島県	つるぎ町																										
徳島県	東みよし町																										